令和７年５月１８日執行

八千代市長選挙

指定病院，指定老人ホーム等における

不在者投票事務処理要領

八千代市選挙管理委員会

〒276-8501八千代市大和田新田３１２－５

℡０４７－４８３－１１５１（代表）内線3641～3643

０４７－４２１－６７９２（直通）

目　　　　次

指定病院等における不在者投票事務の概略･･････････････････････････････････････　 1

1．不在者投票制度･･････････････････････････････････････････････････････････　 3

2．指定病院等における不在者投票ができる者･･････････････････････････････････　 3

3．不在者投票ができる期間･･････････････････････････････････････････････････　 4

4．不在者投票管理者････････････････････････････････････････････････････････　 5

5．投票用紙及び投票用封筒の請求の方法･･････････････････････････････････････　 6

6．投票用紙及び投票用封筒の交付････････････････････････････････････････････　 8

7．投票記載所の設備････････････････････････････････････････････････････････　 9

8．投票立会人の立会い･･････････････････････････････････････････････････････　 9

9．不在者投票の方法････････････････････････････････････････････････････････　10

10．不在者投票の送致････････････････････････････････････････････････････････　12

11．投票用紙等の返還････････････････････････････････････････････････････････　12

12．不在者投票に関する経費･･････････････････････････････････････････････････　13

13．指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集････････････････････　13

14．様式及び記載例･･････････････････････････････････････････････････････････　16

（凡例）　法　･････公職選挙法

　　　　　令　･････公職選挙法施行令

　　　　規　則･････公職選挙法施行規則

（例） 令55②･････公職選挙法施行令第55条第2項

|  |  |
| --- | --- |
| 代理請求人（指定病院長等）の請求の場合 | 投票（依頼状提出）投票用紙等の請求依頼不在者投票事由発生選　挙　人 |
| 不在者投票に関する経費の請求・送致・投票立会人の署名・不在者投票管理者の記名・投票用紙等の受領投票立会人選任・選挙人への交付・投票用紙等の受領（投票用紙等交付請求書等提出）投票用紙等の代理請求代理請求人（不在者投票管理者） |
| ・選挙人名簿（抄本）との照合・請求受付整理・保管選挙人の属する投票区（又は指定投票区）の投票管理者に送致投票用紙等の受領・選挙人名簿（抄本）の整理・投票用紙等の交付投票用紙等の交付決定八千代市選挙管理委員会 |

◎指定病院等における不在者投票事務の概略

１

|  |  |
| --- | --- |
|  | 投票（宣誓書兼請求書提出）投票用紙等の請求投票用紙等の受領不在者投票事由発生選　挙　人 |
| 選挙人本人の請求の場合投票用紙等の提示不在者投票に関する経費の請求投票立会人選任不在者投票管理者 |
| 投票用紙等の受領・送致・投票立会人の署名・不在者投票管理者の記名・投票用紙等の受領・選挙人に返付・不在者投票証明書の審査・投票用紙等の審査選挙人の属する投票区（又は指定投票区）の投票管理者に送致・選挙人名簿（抄本）の整理・投票用紙等の交付投票用紙等の交付決定・選挙人名簿（抄本）との照合・不在者投票事由審査・請求受付整理・保管八千代市選挙管理委員会 |

２

**１．不在者投票制度**

　　選挙人は，選挙の当日，自ら投票所へ行って投票しなければなりません（法44）。

　　しかし，選挙人の中には，職務，業務の都合又は病気等のため，選挙の当日投票所へ行けない者もありますので，できるだけ多くの者が選挙権を行使できるように不在者投票制度が設けられています。

　　この不在者投票制度の一つとして，都道府県の選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・その他の施設（以下「指定病院等」といいます。）に入院中又は入所中の者は，不在者投票管理者である病院長又は施設長の管理のもとにその病院内又は施設内においても投票することができることとされています。（法49，令55②④）

　　指定病院等におけるこの制度は手続きが複雑ですが，これは，選挙人の便宜をはかることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるためのやむを得ない措置ですので，不在者投票管理者である病院長等は，この点を理解し，違法な取扱いをしないよう十分注意してください。

**２．指定病院等における不在者投票ができる者（法48の2，法49）**

　　都道府県選挙管理委員会の指定する病院（以下「指定病院」といいます。）に入院中の選挙人，都道府県選挙管理委員会の指定する老人ホーム（以下「指定老人ホーム」といいます。）に入所中の選挙人又は都道府県選挙管理委員会の指定する原子爆弾被爆者養護ホーム，国立保養所，都道府県選挙管理委員会の指定する身体障害者支援施設若しくは都道府県選挙管理委員会の指定する保護施設（以下「その他の指定施設等」といいます。）に入所中の選挙人で不在者投票事由（下記の２号，３号及び６号又は例外的に１号）に該当する者に限られます。

（１）２号事由

　用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

　　所属投票区の区域外の病院等に入院加療中の歩行可能な選挙人は本号に該当します。

　（歩行が困難な者は，３号事由になります。３号事由の場合には，病院等は所属投票区の区域内でもよいことになります。）

（２）３号事由

　疾病，負傷，妊娠，老衰，身体障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事

施設，労役場，監置場，少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

　①　疾病，負傷等により歩行が困難であることとは，選挙当日，これらの理由によって歩行が困難であると予想される場合のことであって，不在者投票を行うとき，現に歩行が困難でなくとも結構です。例えば，選挙当日は手術を行うのでその前の歩行可能な間に投票しようとする場合等が考えられます。

　②　病院等に入院中の者であっても歩行が容易な者は３号事由には該当しません。（但し，病院等が所属投票区の区域外にあれば２号事由に該当し，不在者投票をすることができます。）

　③　病院に入院中の者で軽い歩行はできるが乗物に乗ることが禁止されている者の場合は，不在者投票をすることができます。

（３）６号事由

　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

　　「天災」には，伝染病の発生等もふくまれるとされており，伝染病の蔓延が懸念される状況に

おいて，外出自粛など現に社会活動が制約され，又は今後制約されるおそれが見込まれる場合な

どは，６号事由に該当し，不在者投票をすることができるとされています。

ができるとされ

ています。

**【指定病院等において不在者投票ができる者・できない者】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　在区　分 | 所属投票区の区域内の「指定病院等」に入院中・入所中 | 所属投票区の区域外の「指定病院等」に入院中・入所中 |
| 歩行可能な人（外　出　可　能） | ※原則としてできない | で　き　る（２号事由） |
| 病気，負傷等のため歩行が困難な人 | で　き　る（３号事由） | で　き　る（３号事由） |
| 伝染病の蔓延により社会活動が制約される人 | で　き　る（６号事由） | で　き　る（６号事由） |

※所属投票区の区域内の指定病院等に入院・入所中で歩行可能な人であっても，例外的に1号事由に該当する場合（投票期日に所属投票区の区域内において，親族の冠婚葬祭に出席する場合等）は，不在者投票をすることができます。

**３．不在者投票ができる期間（法270，令58，審査令13）**

（１）**選挙期日の告示の日の翌日から選挙の期日の前日(今回は５月12日から５月17日)までの間で，毎日午前８時30分から午後５時までです。**

（２）不在者投票は，選挙当日(５月18日)，投票所を閉鎖する時刻（午後８時）までに投票管理者に到達しないと無効になりますので，郵送の時間等を考慮して，余裕のあるよう投票することが必要です。

**４．不在者投票管理者**

（１）不在者投票を管理する者

　　　不在者投票は，不在者投票管理者の管理のもとに執行されるわけですが，指定病院にあっては病院長が，指定老人ホームにあっては老人ホームの長が，その他の指定施設等にあっては施設の長が，それぞれ不在者投票管理者となります。

　　しかし，病院長，老人ホームの長又は施設の長が候補者となった場合又は外国人である場合に

は，不在者投票管理者となることはできません（令55⑧）。

　　　このような場合や病院長，老人ホームの長又は施設の長に事故があり，又は欠けた場合には，病院長の職務を代理すべき者，老人ホームの長の職務を代理すべき者又は施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（令55⑨）。

（２）不在者投票管理者の主たる事務

　①　不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定をすること。

　②　不在者投票事務に従事する者を指揮監督し，不在者投票事務全般を管理執行すること。

　　（ア）選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること（令50④）。

　　（イ）交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと（令53④）。

　　（ウ）投票用紙，投票用封筒（及び不在者投票証明書（選挙人本人の請求の場合のみ））を点検すること（令58①，②）。

　　（エ）立会人を選び，不在者投票に立ち会わせること（令58③で準用する令56③）。

　　　　　なお，市町村の選挙管理委員会が選定したものを投票に立ち会わせることその他の方法により,不在者投票の公正な実施の確保に努めること（法49⑩）。

　　（オ）不在者投票記載所の設備をすること（令58④で準用する令32）。

　　（カ）代理投票の申請を受け，その許否を決定すること（令58④で準用する令56④，⑤）。

　　（キ）投票の終わった不在者投票を送致すること（令60①）。

（３）不在者投票管理者の留意するべき事項

　　　不在者投票の管理執行に当たっては，次の諸点に留意して，公正かつ適切な事務処理をしてください。

　①　**投票用紙及び投票用封筒の取扱いに当たっては，盗難，紛失，汚損等が絶対に生じることの**

**ないよう厳重かつ適正な保管・管理体制に万全を期すようお願いします。**

　②　不在者投票管理者は不在者投票に関し，その者の業務上の地位を利用して選挙運動をするこ

とができないことになっているので，特に注意してください（法135②）。

　　③　不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所では，候補者の氏名等を記載したポスターをはじめ，選挙に関係する文書は投票に影響を与えるおそれがありますので掲示しないでください。

　④　投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いでありますので，特にその取扱いは厳格に

し，前もって分担事務全体の処理について計画を立て，最もスムーズに事務の処理ができるよ

う検討してください。

⑤　勘や過去の経験に頼らず，常に法規，実例，判例等に根拠をおいて，適確に処理してください。（疑わしい点については，自分の考えだけで処理しないで市選挙管理委員会へ遠慮なくおたずねください。）

　⑥　投票事務は，確実さと迅速さが要求されますので，緊急な事務処理を必要とする場合の対策

を立ててください。

⑦　事務の管理・執行に当たっては，自由，公平，平等をモットーとし，投票の秘密保持を期し，

また選挙人の投票に影響を与えることのないようにしてください。

　　　例えば，不在者投票管理者，不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については，職権濫

用による選挙の自由妨害罪，投票の秘密侵害罪，投票偽造罪，代理投票における記載義務違反，

立会人の義務を怠る罪（法226，227，237，237の2，238，255）等が，また，何人も不在者投

票記載所において，正当な理由がなく選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名を認知する方

法を行った場合は，投票干渉罪（法228）が適用されるおそれがあります。

**（不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意してください。）**

**５．投票用紙及び投票用封筒の請求の方法**

　　投票用紙及び投票用封筒を請求する方法には，（１）病院長，老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法と（２）選挙人が自ら請求する方法の二つの方法があります（令50）。

　　不在者投票のための投票用紙等の請求は，選挙の期日の告示の日前においても行うことができます。

不在者投票用紙等の請求

代　理　請　求

本　人　請　求

選　　　　挙　　　　人

○依頼状

○宣誓書（兼請求書）

不在者投票管理者

病院長，老人ホームの長又は施設の長

（又はこれらの代理人）

○投票用紙等交付請求書（不在者投票事由確認書添付）

八千代市選挙管理委員会委員長

不在者投票事由の有無等について審査

○投票用紙・投票用封筒（内封筒・外封筒）

○投票用紙・投票用封筒（内封筒・外封筒）

○不在者投票証明書

不在者投票管理者

病院長，老人ホームの長又は施設の長

（又はこれらの代理人）

選　　　　挙　　　　人

（１）病院長，老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法

　　 　病院長，老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）は，病院に入院中の患者，老人

ホームに入所中の者又は施設に入所中の者から投票用紙及び投票用封筒の請求の依頼があり，そ

の者について不在者投票をする正当な事由があると認めた場合は，市選挙管理委員会の委員長に

対し請求します。（令50④）

　　　 なお，請求をする際には，併せて当該病院，老人ホーム又は施設で投票する旨を，また目の見

えない者であるために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令50③）。

　　　 病院長，老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって投票用紙及

び投票用封筒を請求する場合は，必ず選挙人から「依頼状」を受け取っておいてください。**選挙**

**人から請求の依頼がないときは，いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。**

【具体的な事務手続】

①　選挙人からの「依頼状」を取りまとめます。

　　　　　　　↓

②　「不在者投票事由確認書」（黄色の用紙）に，選挙人の「氏名」，「生年月日」，「選挙人名簿に記載されている住所」を所定の欄に記入し，不在者投票事由の有無を確認の上該当するものを〇で囲み，さらに指定病院，指定老人ホーム，その他の指定施設等の名称を「施設の名称」欄に記入します。（この場合，施設名称のゴム印を押していただいて結構です。）

　 ・選挙人が投票を点字で行う場合には，「施設の名称」欄に「点字」と記入してください。

　 ・選挙人1人につき1枚の「不在者投票事由確認書」を使用してください。

 　↓

③　「投票用紙等交付請求書」を作成します。

　　　　　　　↓

④　②で作成した「不在者投票事由確認書」の記載を参考に不在者投票者名簿を作成します。

（後で不在者投票に関する経費を請求する際に添付する書類です。）

　　　　　　↓

⑤　②及び③で作成した「不在者投票事由確認書」と「投票用紙等交付請求書」を，市選挙管理委員会宛て直接又は郵便等により送ります。

（２）選挙人が自ら請求する方法

　　 病院に入院中の患者，老人ホーム又は施設に入所中の者が，病院長，老人ホームの長又は施設

の長（又はこれらの代理人）に依頼しないで，自ら市選管理委員会の委員長に対して次の文書を

添えて直接に，又は郵便等により請求します(令50①)。

　　　 不在者投票の事由に該当する旨の宣誓（令52）　　　　　　請求書兼宣誓書

　　　 投票用紙及び投票用封筒の請求（令50）

　　 なお，選挙人が上記の方法で請求する際には，併せて当該病院，老人ホーム又は施設で投票す

る旨を，また盲人であるために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令

50①③）。

**６．投票用紙及び投票用封筒の交付**

５の請求後，投票用紙等は，市選挙管理委員会の委員長から直接交付されるか又は郵便等により送付されてきます。

　（１）５（１）による請求（病院長，老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法）の場合

①　投票用紙

　　　②　投票用封筒（外封筒，内封筒）

　　　　この場合，病院長，老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）は，投票用紙及び

投票用封筒を受け取ったら直ちにこれを選挙人に渡さなければなりません（令53④）。

　（２）５（２）による請求（選挙人が自ら請求する方法）の場合

　　　①　投票用紙

　　　②　投票用封筒（外封筒，内封筒）

　　　③　不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に入っています。開封すると投票できません。）

* 交付又は郵便等により交付された投票用紙等は，選挙人における保管が困難であると判断

される場合においては，選挙人の了解を得て，不在者投票日まで不在者投票管理者において保

管することができます。この場合は，カギのかかる金庫等にて入れて厳重に保管してください。

**７．投票記載所の設備**

不在者投票管理者は，投票記載所について，他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し，また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当の設備をしなければなりません（令58④で準用する令32）。

　　なお，投票の記載をする場所には，候補者の氏名等を記載したポスターをはじめ，選挙に関係する文書は投票に影響を与えるおそれがあるので掲示しないでください。

**８．投票立会人の立会い（令58③，令56③，法49⑩）**

不在者投票管理者は，不在者投票が行われる場合においては，選挙権を有する者を立ち会わせな

ければなりません。**立会人がなく行われた投票は無効となります**ので最低１人の立会人の立会いが

なければなりません。（令58③で準用する56③）

　　また，**立会人は不在者投票管理者，その補助者，代理投票の補助者を兼ねることはできません。**

　なお，立会人は選挙権を有すれば足り，選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

**９．不在者投票の方法**

選　挙　人

不在者投票管理者

送致用封筒に

①（※不在者投票証明書を併せて）封入

②表面に「投票在中」の記入

③裏面に不在者投票管理者の記名，押印

①投票用紙

②投票用封筒（外封筒・内封筒）

③（※不在者投票証明書）

点　　検

（※不在者投票証明書開封）

<受理・不受理の決定>

指定投票区の投票管理者

八千代市選挙管理委員会

送　　　致

外封筒の所定の欄に立会人署名

①投票用内封筒に封入後，更に外封筒に封入

②外封筒の投票者欄に署名

　※代理投票の場合は，不在者投票管理者

　　は，補助者に選挙人の氏名を投票者欄

　　に記載させる（代理投票の仮投票の場合は，更に，当該補助者の氏名を投票者欄の下の余白に記載させる）。

　※点字投票の場合の外封筒の署名は，内封筒を外封筒に入れる前に点字で打つ。

投　票　記　載

外封筒の所定の欄に以下の事項を記入

①投票年月日

②投票場所

③不在者投票管理者の職・氏名

※「不在者投票証明書」は，病院長，老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する場合は発行されません（選挙人本人が直接市選挙管理委員会へ請求した場合のみ発行されます。）。

（１）不在者投票をさせる前にしなければならないこと

　　①　**投票用紙等の点検**

　　　　不在者投票管理者は，選挙人にその投票用紙等を提示させ，正規のものであるかどうか，選挙人であるかどうか確認してください（令58①）。

　　　　投票用紙に候補者の氏名等が既に記載してある場合は，不在者投票管理者は，選挙人に投票用紙等を返還し，市選挙管理委員会の委員長に，その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたうえ，正規の不在者投票を行わせてください。

　　②　**不在者投票証明書の点検（選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合）**

　　　　選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは，不在者投票証明書を封筒のまま提示させ，その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。開封されているときには選挙人が誤って開披したかどうかにかかわりなく，投票させることはできません（令58②）。

　　　　上記の点検の際に，不在者投票をする指定病院，指定老人ホーム又はその他の指定施設等と不在者投票証明書の「投票しようとする病院，老人ホームその他の施設の名称」欄が一致するかどうかを確かめ，一致しないとき又は記入のないときは選挙人にその理由を聴き，正当な理由があるときは投票させても構いませんが，その理由を不在者投票証明書の余白に記録する等の措置をとることが適当です。

（２）不在者投票の手続き

　①　**選挙人が自ら記載し投票する場合**

　　　　不在者投票管理者は，投票記載所において，選挙人に自ら投票用紙へ当該選挙の候補者１人の氏名を記載させてください。これを投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせ，ついで投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせた後，その表面に署名させ，直ちにこれを不在者投票管理者に提出させること（令58①②）。

**（注）1. 不在者投票管理者は選挙権を有する者を立ち会わせてください。**

**2. 署名を忘れたり，選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載したりしてはなりません。**

 **3. 署名の下に捺印するとか，投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。**

**4 .点字投票があったときの投票用封筒（外封筒）の表面の署名は，投票用封筒（内封筒）を入れる前に点字で打たせてください。**

②　**代理投票を希望する者がいる場合**

　　代理投票というのは，心身の故障その他の事由のため候補者の氏名を自書できない選挙人がいるとき，不在者投票管理者に申請させて代理で投票させることをいいます。この場合，代理投票の意志確認は口頭によっても結構です。

　　具体的な手続きは，次のとおりです（令58④で準用する令56④）

（ア）　立会人の意見を聴いて不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投

票に係る事務に従事する者のうちから補助者２名を定めてください

（イ）　投票記載所で補助者１人の立会いの下に他の補助者１人に選挙人の指示する候補者１

人の氏名を記載させてください。

（ウ）　記載した投票用紙を選挙人に示したうえ，投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせて，さらに内封筒を投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせてください。

（エ）　外封筒の表面に選挙人の氏名を（代理投票の仮投票の場合は，投票欄の下の余白に当

該補助者の氏名も）記載させて直ちに提出させてください。

　　　　　なお，選挙人に代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは，立会人の

意見を聴いたうえで拒否することになります（令41）。

　　③　**ベッドの上で投票できるか**

　　　　原則としてベッドの上で不在者投票することはできませんが，重病人等歩行が著しく困難である選挙人の投票については，不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある場合に限り，ベッドの上ですることができます。この場合には，投票の秘密保持に十分注意を払い，また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。なお，この場合には，ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等は掲示することができないので注意してください。

**１０．不在者投票の送致（令60①）**

　不在者投票管理者は，選挙人から投票を受け取った後，次のとおり処理してください。

（１）投票用封筒（外封筒）の所定の欄に投票の年月日及び場所を記載のうえ，不在者投票管理者

の記名をし，投票に立ち会った立会人には署名をさせてください。

（２）投票を不在者投票証明書（５（２）による請求の場合すなわち市選挙管理委員会の委員長に

選挙人自らが請求した場合のみ）とともに他の適当な封筒に入れて封をしてください。

（３）封筒の表面に「不在者投票在中」と記載してください。

（４）封筒の裏面に記名して印を押し，直ちにこれを市選挙管理委員会の委員長に送致し，又は郵

便等をもって送付してください。

　　 なお，不在者投票は不在者投票管理者から市選挙管理委員会の委員長を経て，指定投票区の

投票管理者に送致されますが，投票日の投票所を閉じる時刻（午後８時）までに送致されないと

きは，その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので，時間的な余裕を配慮のうえ送付してください。郵送する場合には，土日祝も配達される「レターパックプラス」の使用を推奨しております。

**（注）投票用封筒（外封筒）に投票の年月日及び場所の記載，不在者投票管理者の記名，立会人の**

**署名がないと，その投票は受理されないことになりますので，忘れないよう注意してください。**

**なお，投票用封筒（外封筒）の立会人の署名には，ゴム印を使用することは，できません。**

**必ず自書してください。**

**１１．投票用紙等の返還**

選挙人から依頼を受け，投票用紙及び投票用封筒を代理請求して受領したが，当該選挙人が投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者から受領する前に退院してしまった場合は，直ちに市選挙管理委員会に連絡をしたうえで，経緯を詳細に記載した書面を添えて，投票用紙及び投票用封筒を至急，市選挙管理委員会へ**返還してください。**

　　また，選挙人から依頼を受け，投票用紙及び投票用封筒を代理請求したものの，当該選挙人が何らかの理由で不在者投票をしない場合や，不在者投票のできる期間中施設内において不在者投票をする意思がなくなった旨，文書による申出があったような場合は，施設での不在者投票ができなくなる旨を選挙人によく説明したうえで，投票用紙及び投票用封筒を市選挙管理委員会へ**返還してください。**

　　なお，投票用紙及び投票用封筒を市選挙管理委員会に返還すると，選挙の期日の当日，当該選挙人は指定された投票所で通常通りの投票をすることができます。返還されないと投票所へ行っても投票することができません。

**１２．不在者投票に関する経費**

　　不在者投票に関する経費の額は，不在者投票をした選挙人１人について１，０７３円です。

　　経費の請求は，別途配布の請求書に不在者投票者名簿を添えて**選挙期日後１５日以内（令和７年６月２日（月）まで**に市選挙管理委員会にお願いします。

　＜八千代市選挙管理委員会＞

　〒276-8501八千代市大和田新田312-5　℡047-483-1151（代表）内線3641～3643

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 047-421-6792（直通）

　　なお，「請求書」は，請求書裏面の「不在者投票に要した経費を請求する際の注意事項」等を十分

　お読みのうえ，間違いのないよう記載してください。

**１３．指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集**

　（１）投票用紙等の請求

　　　問１　依頼状に自分で名前等を記載することができない者から，不在者投票用紙等の請求の依頼があった場合，依頼状はどのように記載したらよいか。

　　　答１　本人の意思を十分に確認のうえ，依頼状の「住所」「氏名」「生年月日」欄は代理記載人が記載し，「氏名」欄の直下に「代理記載人○○○○」と記載されたい。

問２　入院患者から投票用紙の代理請求を受けたが，郵便等による送付では間に合わないため，本人の家族に院長の補助者として選挙管理委員会に請求に行かせてよいか。

　　　答２　院長の管理権の及ぶもの（補助者）と認められれば差し支えない。

なお，その際，院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を形態させるよう配慮されたい。

　　　問３　投票用紙等の代理請求の際に選挙人から徴する依頼状は、選挙管理委員会に送致するのか、手元に保管するのか。

　　　答３　不在者投票管理者において保管されたい。

　　　　　　なお、選挙の期日から当該選挙の任期の間は確実に保存されたい。

（２）候補者の氏名掲示

　　　問　入院患者から，候補者氏名の一覧を掲示してほしい旨の希望が多いので，病院側で作成し掲示して差し支えないか。

　　　答　差し控えられたい。

　　　　　なお，選挙人から希望があった場合，「○月○日付けの○○新聞ではこうなっている」といって，全ての候補者が公平に掲載されている新聞を見せることは差し支えない。

（３）不在者投票をする期間及び投票用紙等の保管

　　　問　市選挙管理委員会から投票用紙等を交付された場合，直ちに選挙人に渡すことなく，期日を定めて投票を行う日まで不在者投票管理者が保管することとしてよろしいか。

答　①　不在者投票をする期日を定めることについては差し支えないが，その特定日以外に投票の申出あった場合にこれを拒否することはできない。

　②　不在者投票管理者で保管することについては，選挙人における保管が困難であると判断さ

れる場合について，選挙人の了解を得て保管することは差し支えない。

　　　この場合は，カギのかかる金庫等に入れて厳重に保管すること。

（４）不在者投票の方法

　　　問１　選挙人から代理請求があり、投票用紙等の交付を受けた後、本人が昏睡状態等に陥り不在者投票ができなくなった場合、どう処理したらよいか。

　　　答１　投票日の前日まで不在者投票管理者において保管すること。

　　　　　　なお、投票日経過後、理由を付して交付を受けた選挙管理委員会に返送されたい。

　問２　自書能力もなく、口も利けない人が候補者の一覧表を載せた新聞を持ってきて、自分が

投票したい者の氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。

　　　答２　選挙人の意思が確認できる限り差し支えない。

　　　問３　投票箱についての定めはあるか。

　　　答３　ない。

 なお，一定の適当な箱に一時保管されたい。

問４　投票立会人は、不在者投票の期間中に変更して差し支えないか。

　　　答４　差し支えない。

　　　問５　「記名」と「署名」とはどう違うのか。

　　　答５　記名は、本人以外の者が記載してもよいが、署名は、自書しなければならない。

 したがって、記名の場合はゴム印等を使用できるが、署名の場合はできない。

問６　不在者投票管理者は、必ず投票記載場所に立会人とともにいなければならないか。

　　　答６　管理権が及ぶ場所にいれば、必ずしも投票記載所にいる必要はない。

　　　　　　ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低２人、代理投票の場合は、さらに代理投票の補助者２人（不在者投票管理者の事務補助者との兼務は可）がいなければならない。

　問７　投票用紙を送致する場合、簡易書留等の方法による方が良いか。

答７　発送等の記録が残る「レターパックプラス」の使用を推奨している。

（５）その他

　　　問１　指定施設等における不在者投票のうち、市区町村の投票管理者において不受理と決定される投票というのはどういうものか。

　　　答１　おおむね次のようなものである。

ア 投票用外封筒に選挙人の署名がない投票

イ 投票用外封筒に所定の記載のないもの

ウ 投票用外封筒の封が破られているもの

問２　院長が候補者となったため、副院長が不在者投票管理者となるが、この場合、何らかの

選任手続が必要か。

　　　答２　必要ない。このような場合は当該病院、施設等の長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者が当然に不在者投票管理者となり、依頼状のとりまとめ、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致、経費の請求等を行うことになる。

なお、自分が立候補した選挙だけでなく、候補者としての身分を有している期間に行　われるすべての選挙について、不在者投票管理者になれないことに注意されたい。

問３　特別養護老人ホームで老人短期入所事業を行っているが、短期入所中の者についても施設内で不在者投票を行うことができるか。

答３　当該施設が指定施設である場合には、短期入所中の者であっても、不在者投票事由（３ページ参照）があり、かつ投票用紙等の請求から不在者投票を行うまでの間入所している見込みであるときは、他の入所者と同様、当該施設の長を不在者投票管理者として不在者投票をすることができる。

**１４．様式及び記載例**

⑴　依頼状　　　　　　　　　　　　　　（17頁）

⑵　投票用紙等交付請求書　　　　　　　（18頁）

　⑶　不在者投票事由確認書　　　　　　　（19頁）

　⑷　投票用封筒（外）　　　　　　　　　（20頁）

　⑸　請求書（不在者投票に要した経費）　（21頁）

　⑹　不在者投票者名簿　　　　　　　　　（23頁）

**依　頼　状**

私は，当病院（当施設）において令和７年５月１８日執行の八千代市長選挙の不在者投票をしたいので，公職選挙法施行令第５０条第４項の規定により，投票用紙及び投票用封筒を，私に代わって請求されたく依頼します。

　令和７年　　月　　日

　　　　　　　病院長（施設の長）　　　　　　　　　　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住　　所 | 氏　　名 | 生年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）**必ず依頼人本人が記入してください。**もし，依頼人が自分で名前等を記載することができない場合は，本人の意思を確認のうえ，依頼状の「住所」「氏名」「生年月日」欄は代理人が記載し，「氏名」欄の直下に「代理記載人○○○○」と記載してください。

　　　なお，この様式は，**依頼人1人につき1枚ずつ使用しても差し支えありません。**

**投票用紙等交付請求書**

　　　　　　　　　　　 人

別記の選挙人　　　　　　　　　　　　は，令和７年５月１８日執行の

八千代市長選挙の当日，当病院（施設等）にあるため当病院（施設等）に

おいて投票する見込みであり，公職選挙法施行令第５０条第４項（第５１条

第２項において準用する第５０条第４項）の規定による依頼があったので，

別記の選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

　　令和７年　　月　　日

　　八千代市選挙管理委員会委員長　周　郷　文　雄　様

　　　　所在地

　　　　名　称

　　　　不在者投票管理者（病院長，施設の長等又はこれらの代理人）

　　　　氏　名

　◎　注意

１．選挙人の氏名等は，不在者投票事由確認書に記載し，市選挙管理委員会にとりまとめてこの請求を行う。

２．不在者投票事由確認書の施設の名称欄には，当該選挙人が投票する場所として，当該病院，老人ホーム等の名称を記入してください。また，選挙人が盲人であるため点字投票をする場合には，「点字」と記入してください。

**不在者投票事由確認書**

【施設記入欄】　※太枠内をすべて記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 生　年　月　日 | 選挙人名簿に記載されている住所　 | 事由（注）２ |
|  |  | 明大昭平　　．　　． |  | **有・無** |
| 施設の名称 | 備 考 |
|  | （注）４ |

（注）1　投票者一人につき一枚を使用してください。

2 事由欄には，法第48条の２第１項に規定する不在者投票事由の有無を確認の上，有無のいずれかを〇で囲んでください（不在者投票事由が「有」の選挙人のみが不在者投票事由が可能です）。

　3　施設の名称欄には，当該選挙人が投票する当該不在者投票施設の名称を記入してください。

4 選挙人が盲人であるため点字投票をする場合には，備考欄に「点字」と記入してください。

※以下の欄については，八千代市選挙管理委員会が記入する欄なので，記入しないこと。

【八千代市選挙管理委員会記入欄】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 投票区 | ページ | 名簿番号 | 抄本表示 | 事　由 | 整理番号 |
|  |  |  |  | 済 | **有・無** |  |

　（指定施設・滞在地）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 請求受理年月日 | 　　　・　　　・ | 請 求 | 直接・郵便等による送付 |
| 交付年月日 | 　　　・　　　・ | 交 付 | 直接・郵便等による送付 |
| 受理年月日 | 　　　・　　　・ | 受 理 | 直接・郵便等による送付 |
| 返還年月日 | 　・　　　・ | 返 還 | 直接・郵便等による送付 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 船　　　員 | 選挙の種類 | 八千代市長選挙 |
| 交付市区町村 |  |
|  |
| 不在者投票証明書の発行 |  |
| 有　・　無 |  |

投票用封筒（外）



請　　　求　　　書

金　　　　　　　　　　　円

（１人　１，０７３円×　　　　　　名）

（内訳は別紙不在者投票者名簿のとおり）

ただし，令和７年５月１８日執行の八千代市長選挙における不在者投票に要した経費

として，上記のとおり請求いたします。

令和　　年　　月　　日

　　八千代市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな住　　所 |  |
|  |
| 電話番号 | （　　　　　） |
| ふりがな施 設 名 |  |
|  |
| ※施設の経営主体が法人等の団体である場合は，法人名＋施設名を記入すること。（例：社会福祉法人○○会　特別養護老人ホーム○○園） |
|  | ふりがな不在者投票管理者名(施設長，病院長等) |  | ㊞ |
| （役職名） （氏名） |
| 振込希望金融機関 | 本・支店名 | 種目 | 口座番号 |
|  | 銀行・信用金庫信用組合・農協 |  | 本店支店 | 普通当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| ふ　り　が　な口座名（名義人） |  |
| ※不在者投票管理者と口座名（名義人）が異なる場合は以下の委任状の欄を必ず記入すること。 |
| 　　　※請求書の記入にあたっては必ず裏面を確認すること。 |

委　　任　　状

　　不在者投票に要した経費の受領を下記の者に委任します。

　　　　　施　設　名

　　　　　不在者投票管理者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　受領者（口座名義人）

不在者投票に要した経費を請求する際の注意事項

（注１）請求について

　　　　１．請求金額に使用する数字はアラビア数字によること（金額訂正は行わないこと）。

　　　　２．「施設名」欄には，施設の経営主体が法人である場合は，法人名＋施設名を記入すること。（例：社会福祉法人○○会　特別養護老人ホーム○○園）

　　　　３．「不在者投票管理者名」欄には、病院長・施設長など不在者投票管理者の役職名及び氏名を記入すること。（例：病院であれば病院長△△（氏名）、老人ホームであれば施設長△△（氏名））

４．「不在者投票管理者名」欄及び委任状の「印」欄には、「○○病院長の印」、「○○施設長の印」又は「病院長、施設長の私印」を押印すること

５．　"ふりがな"を忘れずに記入すること。

（注２）支払方法（銀行振込とする）

　　　　１．銀行名、普通・当座の別、口座番号、口座名（名義人）を必ず記入すること。（口座名は省略せず正確に記入すること。）

　　　　２．　不在者投票管理者（請求権を有する者）と口座名（名義人）が異なる場合は、委任状の欄を必ず記入すること。

（注３）別紙について

　　　　１．請求書に別紙「不在者投票者名簿」を添付すること。

　　　　２．不在者投票者の欄には，実際に不在者投票をした者のみ記入すること。

　　　　　　投票しなかったものが記載されている場合は，投票しなかった者に係る部分を二重線で抹消した上で，不在者投票管理者の訂正印（認印可）を押すこと。

（注４）提出期限について

　　　　**請求書は，選挙期限後１５日以内（令和７年６月２日（月）までに）提出するこ**

**と。**

**不在者投票者名簿**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 住所 | 氏名 | 投票用紙及び投票用封筒請求月日 | 投票送致（付）月日 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

合計　　　　　　　　　　名